

地域経済と自治体による 「中小企業振興条例」

八 幡 一 秀
(中 央 大 学)
(経 済 学 部 教 授)



「バブル崩壊」の1990年代に始まった中小企業の減少傾向に歯止めがかかっていない。2019年版中小企業白書でも指摘している通り、2016年には全企業数359万者、中小企業358万者といずれも2014年に比べ23万者、6.1%の減少となっている。特に小規模企業が20万者減少していることを強調している。また、中小企業庁の景気動向調査を見ると、全国各地の中小企業・小規模企業の業況も、様々な国の施策にもかかわらず、水面上への浮上を果たせない厳しいものとなっている。

各地域の中小企業・小規模企業は雇用や所得をもたらす地域経済の核であり、24時間住民として地域社会の安定をもたらす存在ともなっている。さらに地域に発生する細かい需要にも、その豊かな創造性を発揮して対応している存在でもある。

地域社会に必要な中小企業・小規模企業を支援し振興する政策には、国の施策に加えて自治体による施策として「中小企業振興条例」などがある。ここでは各地域の条例制定と政策立案に関する私見を述べる。

まず、地域にねざした自治体が中小企業振興政策を策定する際に何が重要となるかである。一番まずいのは「無い物ねだり」をすることである。「ここには何も地域資源がないから、他から有望な企業を誘致しましょう」とやると必ずといってよいほど失敗する。それは「もし来てくれても、いつかは出て行ってしまう」可能性が高いためである。過去の外来型の地域開発の歴史がそれを語っていよう。まずは、その地域に存在している産業集積を前提にして、中小企業・小規模企業を主役にした振興政策が策定されなければならない。その振興施策を一過性のものにしないうちに、自治体ごとの「中小企業振興条例」が必要になる。

全国では、1979年に制定された「墨田区中小企業振興基本条例」を手本とした条例づくりが進んでいる。中小企業家同友会全国協議会の2018年調査によると、中小企業振興条例が制定されたのは46都道府県となり、高知県を残すのみとなっている。また、396市区町の基礎自治体で中小企業あるいは小規模企業を冠した条例がつけられている。

条例を作る際に重要なことは、それぞれの「地域の宝」ともいえる中小企業・小規模企業の実態調査を行い、その経営実態を把握することである。地域の実情を深掘りすることができ、それぞれの地域が持つ産業集積の個性をもっとシャープ（先鋭化）にすることへつながる。

そして振興計画をつくる際には地元の中小企業・小規模企業の意見や要求を最大限に組み込むことである。つまり、上から与える「トップダウン」方式ではなく、「ボトムアップ」型で地域の中小企業・小規模企業からの要求を吸い上げて実施し、その結果を検証する体制づくりが大切となる。「実施計画の予算つけました、実施し、終了しました」で終わらせないためにも、「PDCS (PLAN・DO・CHECK・SEE) サイクル」を組み込むことが必要である。

「中小企業振興条例」の中に「区長の責務」を最初に取り入れたのは墨田区であった。これは中小企業や小規模企業への振興施策を一時的なものにさせないためであった。その後、条例を制定する自治体では、市では「市長の責務」、町では「町長の責務」として取り入れられている。さらに、大企業が多い東京都中央区、大企業の工場の移転問題で揺れた大阪府八尾市では「大企業の責務」が加えられている。愛知県の県条例では初めて「金融機関の責務」が入り、その後に他地域の条例では「大学や研究機関の責務」、「小規模企業への配慮」が加わった。そして長野県では「労働団体等の役割」が、石川県では「地場産業」が、さらに岡山市では「学校等の役割」が加わるまでになっている。つまり、地域社会の存続に必要なあらゆる構成団体（ステークホルダー）を中小企業・小規模企業の振興施策の中に組み込むことが当然のことになっている。

これら条例のほとんどは「理念法」であるため、施策として実施すべき細かなアクション・プログラムなどは記されていない。そのために必要なものが、前述した地域の中小企業・小規模企業の実態調査であり、中小企業・小規模企業の意見や要求を聞く組織や仕組みである。筆者が調査した各地域では墨田区で使われている「産業振興会議」という名の組織が設立されることが多いようだ。そして年数（5年程度）を区切って、その間の振興計画の実施状況や結果などを検証する体制づくりも整えている自治体も増えてきている。

さて、「中小企業振興条例」によって民間中小企業専門の協同組織金融機関である信用金庫や信用組合が、地域の中小企業・小規模企業と連携を強める体制を構築することも重要である。「産学官（公）金」連携といわれるようになって久しいが、北海道帯広市の帯広信用金庫の事例を紹介しておく。同金庫は2007年「中小企業振興条例」や「産業振興ビジョン」策定に日銀出身の担当部長が積極的に参画し、同金庫内に平日の営業日午前9時から17時まで、地域の新規の創業や経営相談のために「おびしんふれあい相談室」を開設している。また、地域の農商工の中小企業と協力して「とかち酒文化再現プロジェクト」により、純米吟醸「十勝晴れ」の生産販売を成功させている。2001年から毎年開催されている「おびしん地域経営塾」は創業予備軍や現役経営者の学びの場となっており、OB・OG組織「志信会」と連携して討議・交流なども行っている。他にも十勝エリア企業景気動向調査分析、日本各地や香港、上海での商談会への参加など、中小企業・小規模企業の活躍により地域経済が発展することこそ地域金融機関の役割との方針を明確にした取り組みは評価されるべきである。

最後に、今後の自治体に望まれているのは、中小企業・小規模企業を対象とした「中小企業振興条例」をはじめ、地域建設業に関わる「公契約条例」、「住宅や商店のリフォーム助成制度」など、地域の各産業を含むさまざまな振興施策を運用や予算措置などで連携させることであると考えられる。